

## 施設実習生安心確保事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、京都府内の大学、短期大学、専修学校及び高等学校（以下「大学等」という。）の医療・看護・福祉系学科の学生及び生徒（以下「学生等」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時のリスクが高い医療機関や社会福祉施設等（以下「施設等」という。）において安心して実習を実施できる環境を確保するため、大学等が学生等に受検させるPCR検査に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、京都府内に本部をおく大学及び短期大学並びに京都府内に所在する専修学校及び高等学校とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、施設等での実習を行う医療・看護・福祉系学科（校地が京都府内に設置されているものに限る。）の学生等にPCR検査を受検させる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 他の補助金等（運営費交付金等を除く。）の交付を受けて行われる事業
- (2) 学生等に負担金を求めて行われる事業

### (補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、特に知事が必要と認める場合は、この限りでない。

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第6条 規則第5条の規定による交付申請書は、別記第1号様式とし、補助金の交付を受けようとするものは、知事が別に定める日までに当該交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(変更申請)

第8条 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）の申請は、別記第2号様式によるものとする。

2 知事は、必要に応じ、前項の承認に条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式とし、第7条の規定による補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、京都府立の大学等に関する取扱いその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行し、令和2年度の大学等の夏季休暇終了後の実習に当たり実施された事業から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
補助対象事業に要する経費で次に掲げる経費に該当するもの (1) PCR検査機関に検査を委託する場合にあっては委託検査機関への実支出額 (2) PCR検査を受けた学生等に補助金等を交付する場合にあってはその交付額 (3) 大学等においてPCR検査を実施する場合にあっては実所要額	1 / 2	学生等1人1回当たり1万円 (学生等のうち、医療・看護系学科の学生又は生徒であって、合計3ヶ月を超える実習を行う場合は、事前及び実習中の計2回、その他の場合は事前の1回とする。)